

特殊文書等収配カード(乙)

No. \_\_\_\_\_

課	文書主任印	取扱者印
月 日受取		

種別	発信局名及び番号	受信者	発信者	金券番号又は金額	備考
書留小包書留 簡易書留現金書留 速達書留配達証明 配達記録金券		知事部 長 会計管理者 課長			
書留小包書留 簡易書留現金書留 速達書留配達証明 配達記録金券		知事部 長 会計管理者 課長			
書留小包書留 簡易書留現金書留 速達書留配達証明 配達記録金券		知事部 長 会計管理者 課長			
書留小包書留 簡易書留現金書留 速達書留配達証明 配達記録金券		知事部 長 会計管理者 課長			

(所用)

## 特殊文書等収配カード

No. \_\_\_\_\_

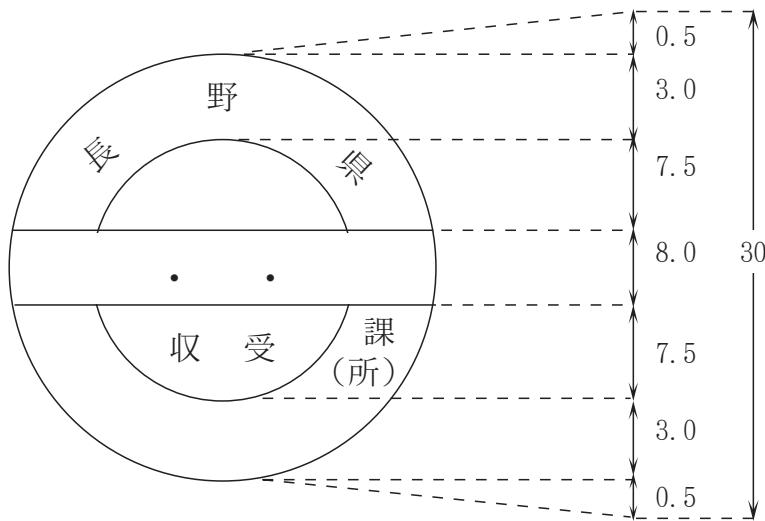
年月日受取

所長検印	種別	発信局名及び番号	金券番号又は金額	発信者	受信者	受領印	文書主任印	摘要
	書留小包書留 簡易書留現金書留 速達書留配達証明 配達記録金券		円		所長 課長			
	書留小包書留 簡易書留現金書留 速達書留配達証明 配達記録金券		円		所長 課長			
	書留小包書留 簡易書留現金書留 速達書留配達証明 配達記録金券		円		所長 課長			

(備考) 1 「種別」欄は、該当文字を囲むこと。

2 「受信者」欄は、これにより難い場合は、適宜改めること。

(様式第6号) (第26条関係)



(備考) 寸法の単位は、ミリメートルである。

(様式7号) (第26条、第27条関係)

(様式8号)(第30条、第32条関係)

(起案用紙)

起案日	年月日	決裁日	年月日	施行日	年月日
処理期限	年月日	決裁区分		净書者印	照合者印
分類記号		文書番号	第 号	取扱区分	
保存区分					
公開・非公開区分		非公開(公開)とする部分	部 分	理 由	
公開可能時期					
件名				起案者	(何々)課印 (内線: 番)
公開用件名					
知事 副知事					
(何々)部長 (何々)課長					

## 長野県

- (備考) 1 合議を要するときは、「決裁」欄の下に「合議」欄を適宜設けること。  
 2 「決裁」欄及び「起案者」欄は、これにより難い場合は、適宜改めること。

(起案用紙継続紙)

長野県

(様式第9号)(第33条、第39条関係)

		80			
		10	25	45	
42	6	分類記号		公開・非 公開区分	公開 一部 非公開 非公開
	6	保存区分	永( )10 5 3 1 1年未満 • 累積	非公開(公開)とする部分・理由	公開可能時期
	6	処理区分	起案 回覧 その他		
	6	処理の開始	年 月 日	所 属	
	6	処理の終了	年 月 日		
	6	取扱区分		件 名	
	6	施 行	年 月 日		

(備考) 1 寸法の単位は、ミリメートルである。

2 「取扱区分」欄は、起案用紙の取扱区分に準じて記入すること。

3 「決裁」欄等を適宜設けること。

様式第16号から第21号までを削る。

様式第15号中「(第47条、第48条関係)」を「(第59条関係)」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第14号の3中「(第46条関係)」を「(第58条関係)」に、「保存文書目録」を「引継文書目録」に改め、同様式を様式第19号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第18号) (第55条関係)

## 電 磁 的 記 錄 管 理 目 錄

部(局・所)

課

- (備考) 1 年度ごと及び保存区分（永年の電磁的記録については、その保存期間）ごとに別葉とすること。  
2 保存区分を設定することが困難なものは、「保存区分」欄の「累積」を丸で囲み、「所属年度」欄は「○～」と記入すること。  
3 「保存場所」欄は、書架等の番号又は保管器具等を記入すること。  
4 「媒体種別」欄は、フロッピーディスク、カセットテープ等具体的な記録媒体名を記入すること。

様式第14号の2中「(第45条関係)」を「(第55条、第57条関係)」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第14号中「(第45条関係)」を「(第55条、第57条関係)」に改め、同様式を様式第16号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第14号)(第43条関係)

## 小包郵便物差出票

年月日

課

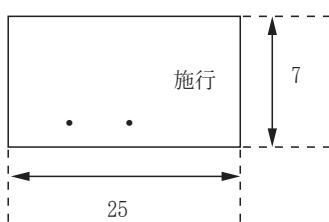
## 1 一般小包

地帯区分	あて先	取扱区分	重量									
			2kgまで	4kgまで	6kgまで	8kgまで	10kgまで	12kgまで	14kgまで	16kgまで	18kgまで	20kgまで
第一 地 帶	市内	住所 氏名 (以下件)	普通	個	個	個	個	個	個	個	個	個
第二地帶	その他	住所 氏名 (以下件)	普通									
第三地帶		住所 氏名 (以下件)	普通									
第四地帶		住所 氏名 (以下件)	普通									

## 2 冊子小包

あて先	取扱区分	重量									
		150gまで	200gまで	250gまで	500gまで	750gまで	1kgまで	1.5kgまで	2kgまで	2.5kgまで	3kgまで
住所 氏名 (以下件)	普通	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個

(様式第15号)(第49条関係)



(備考) 寸法の単位は、ミリメートルである。

様式第13号を次のように改める

(様式第13号)(第39条関係)



(備考) 寸法の単位は、ミリメートルである。

様式第12号を削る。

様式第11号中「(第27条関係)」を「(第34条関係)」に、

「



」を「



」に

改め、同様式を様式第12号とする。

様式第10号中「(第26条関係)」を「(第34条関係)」に改め、同様式を様式第11号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第10号)(第34条関係)

(許認可等文書処理カード甲)

分類記号	保存区分				起案日	年 月 日	決裁日	年 月 日	施行日	年 月 日
文書番号		収受日			取扱区分 公開可能時期	確認印 ( 件) 円 累計 円	収入証紙類			
公開・非公開区分	非公開(公開)とする部分・理由									
	部分		理由							
申請					年 月 日	処理内容				
申請人 住所										
氏名										
					( 件)					

(備考) 1 事案により適宜定めることができること。

2 「取扱区分」欄は、起案用紙の取扱区分に準じて記入すること。

(許認可等文書処理カード乙)

文書(枝)番号	収受年月日	申請年月日	申請人(住所・氏名)	処理内容	摘要

(備考) 1 許認可等文書処理カード乙は、許認可等文書処理カード甲の補助として用いる。

2 事案により適宜改めることができる。

情報公開・法務課

**長野県訓令第7号**

本庁内部部局

現地機関

長野県マイクロフィルム文書管理規程（平成元年長野県訓令第15号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

第3条、第4条第2号、第5条、第6条第2項及び第7条中「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に改める。

第8条第1項中「情報公開・法務課」を「情報公開・私学課」に改める。

第11条及び第12条第1項中「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に改める。

第14条第1項中「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に改め、同条第2項中「第47条」を「第59条」に、「引継文書閲覧申込書」を「引継文書閲覧申請書」に、「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に改め、同条第3項中「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に改める。

第15条中「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に改める。

第16条中「第49条第3項」を「第60条第3項」に改める。

第17条中「第49条第1項」を「第60条第1項」に改め、「まで」の次に「及び第8項」を加え、「情報公開・法務課長」を「文書主管課長」に改める。

様式第1号中「長野県総務部情報公開・法務課長 団」を「長野県総務部情報公開・私学課長 団」に改める。

様式第3号中「長野県総務部情報公開・法務課」を「長野県総務部情報公開・私学課」に改める。

情報公開・法務課

**長野県訓令第8号**

本庁内部部局

現地機関

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

第5条及び第11条第3項中「情報公開・法務課長」を「情報公開・私学課長」に改める。

「

県印	情報公開・法務課長
県印	情報公開・私学課長

」を

「

県印	情報公開・私学課長
県印	情報公開・私学課長

」に、

「

企画課長	消防課長
情報公開・法務課長	企画課長

」を「

企画課長	消防課長
情報公開・私学課長	企画課長

」に、

「土木政策課長 建築管理課長」	を「建設政策課長」に、			「本府内部部局の 部印」	本府内部部局の 部の長が指定す る課長	方 39	長野県 何々部
「情報公開・法務課長 情報公開・法務課長 情報公開・法務課長 情報公開・法務課長 情報公開・法務課長」	を「情報公開・私学課長 情報公開・私学課長 情報公開・私学課長 情報公開・私学課長 情報公開・私学課長」に、			「本府内部部局の 部長印」	本府内部部局の 部の長が指定す る課長	方 24	長野県 何々部 長印
「林業振興課長 森林整備課長 土木政策課長 建設事務所長」	を「信州の木振興課長 森林づくり推進課長 建設政策課長 建設事務所長」に、			「衛生部病院事業 局長印」	病院事業局次長	方 24	長野県 衛生部 病院事業局 長印
「建設事務所長 千曲川流域下水道建 設事務所長 河川改良事務所長 砂防事務所長 情報公開・法務課長 情報公開・法務課長 情報公開・法務課長 情報公開・法務課長」	を「千曲川流域下水道建 設事務所長 建設事務所長 河川改良事務所長 砂防事務所長 情報公開・私学課長 情報公開・私学課長 情報公開・私学課長 情報公開・私学課長」に、			「本府内部部局の 課(室)印」	本府内部部局の 課(室)長	方 36	長野県 何々部 何々課(室)
「情報公開・法務課長 方 27」	を			「本府内部部局の 課(室)長印」	本府内部部局の 課(室)長	方 21	長野県 何々部 何々課(室) 長印
「情報公開・私学課長 方 27」	に、			「会計局印」	会計課長	方 39	長野県 会計局
「情報公開・法務課長の部(局)印」	本府内部部局の 部(局)の長が 指定する課長	方 39	長野県 何々部(局)				情報公開・法務課
「本府内部部局の 部(局)長印」	本府内部部局の 部(局)の長が 指定する課長	方 24	長野県 何々部(局) 長印				
「本府内部部局の 課印」	本府内部部局の 課長	方 36	長野県 何々部(局) 何々課				
「本府内部部局の 課長印」	本府内部部局の 課長	方 21	長野県 何々部(局) 何々課 長印				
「会計局印」	会計課長	方 39	長野県 会計局				
「会計局長印」	会計課長	方 24	長野県 会計局長印				

長野県訓令第9号

本府内部部局  
現地機関

本府の内部部局及び会計局の係の名称及びその分掌事務に関する規程(平成19年長野県訓令第9号)の全部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井仁

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程

- 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号。以下「規則」という。)第4条の規定により置く係は、別表第1のとおりとする。
- 規則第4条の5第3項、第24条第6項、第31条第3項及び第41条第3項の規定により置く係は、別表第2のとおりとする。
- 規則第53条第2項の規定により置く係は、別表第3のとおりとする。
- 規則第245条第1項の規定により置く係は、別表第4のとおりとする。

(別表第1)(第1項関係)

部(局)	課	係
危機管理部	消防課	消防係 無線通信係
	危機管理防災課	危機管理係 防災係
企画部	企画課	総務係 計画係 調整係 ブランド推進係
	交通政策課	交通企画係 新幹線・並行在来線係 空港活性化係

情報統計課	管理係 地域情報化推進係 電子自治体推進係 統計第一係 統計第二係 統計第三係		商工労働部	産業政策課	総務係 企画係 商業・団体係	
	人権・男女共同参画課			経営支援課	産業誘致係 経営支援係 金融支援係	
	生活文化課			ものづくり振興課	技術開発係 生活産業係	
総務部	秘書課	総務係 秘書係		人材育成課	能力開発係 人材育成支援係	
	人事課	総務係 人事係 給与係		労働雇用課	労働者支援係 調査情報係 雇用対策係	
	職員課	厚生係 年金係 共済係 公務災害係		観光部	国際課 外事・パシポート係 国際交流推進係	
	財政課	財政企画係 財政調査係 交付税係 公債係		農政部	農業政策課 総務係 経理係 企画係 農地調整係 農業団体・共済係	
	管財課	総務係 財産係 庁舎管理係 用品係		農業技術課	研究普及係 農産振興係 環境農業係	
	税務課	総務係 課税係 自動車税係 稅務電算係		園芸畜産課	果樹・花き係 野菜・特産係 家畜生産・衛生係 畜産経営係 水産係	
	広報課	広報係 広聴係		農地整備課	管理係 計画調査係 水利係 防災係 基盤整備係	
	情報公開・私学課	情報公開・文書管理係 法務係 私学係		農村振興課	中山間農村係 担い手育成係 農業金融係 地域営農係	
	市町村課	行政係 合併支援係 地域振興係 財政係 税制係 選挙係		林務部	森林政策課 総務係 企画係 森林計画係	
	総務事務課	総務審査係 システム係 新システム開発係		信州の木振興課	担い手育成係 林道係 経営普及係 木材流通係 県産材利用推進係	
社会部	福祉政策課	総務係 企画経理係		森林づくり推進課	保安林係 治山係 造林緑化係 県営林係	
	地域福祉課	地域支援係 保護恩給係	建設部	建設政策課	総務係 経理係 建設業係 用地係	
	長寿福祉課	生きがい係 介護保険係 介護サービス係 施設係		道路管理課	管理係 維持補装係 安全防災係 市町村道係	
	障害福祉課	事業管理係 在宅支援係 施設支援係		道路建設課	総務係 計画調整係 国道係 地方道係 高速交通網整備推進係	
	障害者自立支援課	自立支援係 就労支援係		河川課	管理調整係 計画調査係 治水係 災害係	
	こども・家庭福祉課	こども・家庭係 保育・ひとり親係		砂防課	総務係 調査管理係 砂防係 地すべり係	
衛生部	医療政策課	総務係 企画経理係 医療係 看護係		都市計画課	都市公園係 計画係 街路区画整理係	
	健康づくり支援課	母子保健係 健康増進係 感染症難病係 精神保健係		住宅課	企画係 住宅建設係 住宅管理係	
	食品・生活衛生課	生活衛生係 食品衛生係 乳肉・動物衛生係		建築指導課	建築技術係 都市開発係 指導審査係 景観係	
	薬事管理課	薬事温泉係 麻薬毒劇物係		施設課	營繕事務係 施設係 設備係	
病院事業局		総務係 経理係 経営改革係	(別表第2)(第2項関係)			
環境部	環境政策課	総務係 企画係 経理係 温暖化防止係	部	室	係	
	水大気環境課	水環境係 水質保全係 大気保全係 水源水道係	企画部	土地対策室	土地利用計画係 土地調整係	
	生活排水課	業務係 生活排水係 流域下水道係	衛生部	国保・医療福祉室	国保係 医療福祉係	
	自然保護課	自然保護係 環境審査係 自然公園係	農政部	農産物マーケティング室	農業ビジネス係 マーケティング係	
	廃棄物対策課	資源化推進係 廃棄物政策係 廃棄物審査係	林務部	野生鳥獣対策室	鳥獣保護管理係 鳥獣被害対策係	

(別表第3)(第3項関係)

局	課	係
会計局	会計課	総務係 出納決算係

(別表第4)(第4項関係)

所	部 課	係
佐久地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 課税第一係 課税第二係
	福祉課	社会係 福祉第一係 福祉第二係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係 地域整備係 農道係
	林務課	林務係 林産係 普及係 林道係 治山第一係 治山第二係
	商工観光課	振興係 工業係
	建築課	建築係 住宅係
上小地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 課税第一係 課税第二係
	福祉課	社会係 福祉係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係
	林務課	林務係 普及林産係 治山林道係
	商工観光課	振興係 工業係
	建築課	建築係 住宅係
諫訪地方事務所	地域政策課	総務・県民生活係 企画振興係
	税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 課税第一係 課税第二係
	福祉課	社会係 福祉係
	農政課	農政係 農業振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係 農道係
	林務課	林務係 普及林産係 治山林道係
	商工観光課	振興係 工業係
	建築課	建築係 住宅係
上伊那地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 課税第一係 課税第二係
	福祉課	社会係 福祉係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 防災係 水利係 基盤整備係 農道係
	林務課	林務係 林産係 普及係 林道係 治山第一係 治山第二係
	商工観光課	振興係 工業係
	建築課	建築係 住宅係

下伊那地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 課税第一係 課税第二係
	福祉課	社会係 福祉第一係 福祉第二係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係
	林務課	林務係 林産係 普及係 林道係 治山第一係 治山第二係
	商工観光課	振興係 工業係
木曽地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	税務課	管理・収税係 課税係
	福祉課	社会係 福祉係
	農政課	農政係 農業振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 基盤整備係
	林務課	林務係 普及林産係 林道係 治山係
	商工観光建築課	商工観光係 建築係
松本地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	環境課	環境保全係 廃棄物対策係
	税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 収税第三係 収税第四係 課税第一係 課税第二係
	福祉課	社会係 福祉係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 防災係 関連事業係 水利係 基盤整備係 地域整備係
	林務課	林務係 林産係 普及係 林道係 治山第一係 治山第二係
北安曇地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	税務課	管理係 収税係 課税係
	福祉課	社会係 福祉係
	農政課	農政係 農業振興係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 地域整備係
	林務課	林務係 普及林産係 林道係 治山係
	商工観光建築課	商工観光係 建築係
長野地方事務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
	税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 収税第三係 収税第四係 課税第一係 課税第二係 課税第三係
	福祉課	社会係 福祉第一係 福祉第二係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係

	農地整備課	管理係 計画調査係 防災第一係 防災第二係 水利係 基盤整備係 地域整備係 農道係		下伊那農業 改良普及セ ンター 長野農業改 良普及セン ター		担い手・経営係 技術係 地域生活 第一係 地域生活第二係 地域生活 第三係
	林務課	林務係 林産係 普及係 林道係 治山第一係 治山第二係		木曽農業改 良普及セン ター 北安曇農業 改良普及セ ンター 北信農業改 良普及セン ター		技術普及係 地域生活係
	商工観光課	振興係 工業係		南佐久建設 事務所 飯山建設事 務所	総務課 維持管理課 整備課	総務係 管理係 維持係 計画調査係 整備第一係 整備第二 係 用地係
	建築課	建築係 住宅係		佐久建設事 務所	総務課 維持管理課 整備課	総務係 工事事務係 管理係 維持係 計画調査係 整備第一係 整備第二 係
北信地方事 務所	地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係		上田建設事 務所 大町建設事 務所	総務課 維持管理課 整備課	総務係 工事事務係 管理係 維持係 計画調査係 整備第一係 整備第二 係 整備第三係
	税務課	管理係 収税係 課税係		諫訪建設事 務所	総務課 維持管理課 整備課	総務係 工事事務係 管理係 維持係 釜口水門管理係 計画調査係 整備第一係 整備第二 係 整備第三係 災害復旧係
	福祉課	社会係 福祉係		伊那建設事 務所	総務課 維持管理課 整備課 用地課	総務係 工事事務係 管理係 維持係 計画調査係 整備第一係 整備第二 係 整備第三係 用地第一係 用地第二係
	農政課	農政係 農村振興係 生産振興係		飯田建設事 務所 長野建設事 務所	総務課 維持管理課 整備課 用地課	総務係 工事事務係 管理係 維持係 計画調査係 整備第一係 整備第二 係 整備第三係 用地第一係 用地第二係
	農地整備課	管理係 計画調査係 水利防災係 基盤整備係		下伊那南部 建設事務所	整備課	整備第一係 整備第二係
	林務課	林務係 普及林産係 治山林道係		木曽建設事 務所	総務課 維持管理課 整備課	総務係 工事事務係 管理係 維持係 計画調査係 整備第一係 整備第二 係
中央児童相 談所	家庭支援課	支援第一係 支援第二係 支援第三 係(中央に限る。)		松本建設事 務所	総務課 維持管理課 整備課	総務係 工事事務係 管理係 維持係 計画調査係 整備第一係 整備第二 係
松本児童相 談所	相談判定課	心理係 一時保護係				
保健所	総務課	総務係				
	健康づくり 支援課	予防衛生係 保健衛生係 (松本にあっては、予防衛生第一係、 予防衛生第二係、保健衛生第一係及 び保健衛生第二係)				
	食品・生活 衛生課	生活衛生係 食品衛生係 乳肉・動 物衛生係 (木曽及び大町を除く。北信にあ っては、食品・生活衛生係及び乳肉・ 動物衛生係)				
上田保健所 諫訪保健所 飯田保健所 松本保健所 長野保健所	検査課	理化学係 病理細菌係				
県立病院	事務部	総務係 業務係 (駒ヶ根病院を除く。こども病院に あっては、総務係、財務係及び医事 係)				
松本空港管 理事務所		管理係 施設係				
佐久農業改 良普及セン ター		担い手・経営係 技術係 地域生活 第一係 地域生活第二係				
上小農業改 良普及セン ター 上伊那農業 改良普及セ ンター 松本農業改 良普及セン ター		担い手・経営係 技術係 地域生活 係				
諫訪農業改 良普及セン ター		技術普及係 地域生活第一係 地域 生活第二係				

安曇野建設事務所	総務課	総務係
	維持管理課	管理係 維持係
	整備課	計画調査係 整備係 用地係
	公園下水道課	公園整備係 流域下水道係
千曲建設事務所 須坂建設事務所	総務課	総務係
	維持管理課	管理係 維持係
	整備課	計画調査係 整備係 用地係
中野建設事務所	総務課	総務係
	維持管理課	管理係 維持係
	整備課	計画調査係 整備係
千曲川流域下水道建設事務所	総務課	総務係
	建設課	管理計画係 設計係 工事係
奈良井川改良事務所		計画調査係 整備係 ダム係
砂防事務所	総務課	総務係
	砂防課	砂防第一係 砂防第二係
佐久高速道事務所	用地課	用地係 調整係
会計センター		出納係

行政改革課

## 長野県訓令第10号

衛生部  
県立病院

長野県病院事業財務公印規程（昭和37年訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。  
平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

第4条中「県立病院課長」を「病院事業局次長」に改める。  
第7条第1項中「県立病院課長」を「病院事業局次長」に改め、同項第2項中「県立病院課長」を「病院事業局次長」に改め、同項第1号中「県立病院課（県立病院）企業出納員印」を「病院事業局（県立病院）企業出納員印」に改める。

別表中 「県立病院課（県立病院）企業出納員印」 を 「病院事業局（県立病院）企業出納員印」 に改め、

「長野県衛生部 県立病院課（何病院）企業出納員印」 を 「長野県衛生部 病院事業局（何病院）企業出納員印」 に改める。

「長野県衛生部 県立病院課（何病院）企業出納員印」 を 「長野県衛生部 病院事業局（何病院）企業出納員印」 に改める。

県立病院課

## 長野県教育委員会訓令第2号

事務局  
教育機関

長野県教育委員会公印規程（昭和43年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県教育委員会  
別表中

長野県教育委員会事務局本庁の課印	長野県教育委員会事務局本庁の課長	方 36	長野県教育委員会事務局何々課印
長野県教育委員会事務局本庁の課長印	長野県教育委員会事務局本庁の課長	方 21	長野県教育委員会事務局何々課長印

を

長野県教育委員会事務局本庁の課（室）印	長野県教育委員会事務局本庁の課（室）長	方 36	長野県教育委員会事務局何々課（室）印
長野県教育委員会事務局本庁の課（室）長印	長野県教育委員会事務局本庁の課（室）長	方 21	長野県教育委員会事務局何々課（室）長印

に改める。

教育総務課

## 長野県教育委員会訓令第3号

事務局  
学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県教育委員会

「本則の1の表の2の項中 「教学指導課課長補佐 文化財・生涯学習課課長補佐」 を

「教学指導課総務係長 文化財・生涯学習課総務係長」 に、

「スポーツ課管理係長 子ども支援課課長補佐」 を 「スポーツ課管理係長」 に改める。

本則の2の表の教育総務課の項を削り、同表中「企画員」を「担当係長」に改め、同備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とし、同備考の6を同備考の5とする。

## 教育総務課

## 長野県教育委員会訓令第4号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程（平成18年長野県教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県教育委員会

別表の教育総務課の項中「企画統計係」を「企画係」に、「第15号及び第17号から第19号」を「及び第18号から第20号」に、「及び第16号」を「から第17号まで」に改め、同表の義務教育課の項中「第5条第6号」を「第5条第7号」に、「第5条第3号」を「第5条第4号」に、「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に、「第2号及び第3号」を「から第3号まで及び第4号」に改め、同表の教学指導課の項中「第7条第4号」を「第7条第1項第4号」に、「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、「及び生徒指導係」を削り、

高校教育指導係	規則第7条第1号から第4号までのうち高校教育に関する事項（総務係及び生徒指導係に属するものを除く。）
生徒指導係	規則第7条第1号の事項及び第3号のうち生徒指導に関する事項

を

高校教育指導係	規則第7条第1項第1号から第4号までのうち高校教育に関する事項（総務係に属するものを除く。）
---------	--

に改め、同項の次に次のように加える。

心の支援室	人権支援係	規則第7条第2項第1号及び第2号の事項 規則第7条第2項第3号の事項
	生徒指導係	

別表の文化財・生涯学習課の項を次のように改める。

文化財・生涯学習課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第8条第12号及び第13号の事項
	生涯学習係	規則第8条第1号から第4号まで、第5号（文化財係に属するものを除く。）、第6号から第9号まで、第14号（文化財係に属するものを除く。）及び第15号（文化財係に属するものを除く。）の事項
	文化財係	規則第8条第5号のうち博物館に関する事項、第10号及び第11号の事項、第14号のうち県立歴史館に関する事項並びに第15号のうち文化財保護審議会の庶務に関する事項

別表のスポーツ課の項中「第11条第1号」を「第11条第2号」に、

体育スポーツ振興係	規則第11条第2号及び第3号（国体係に属するものを除く。）の事項
国体係	規則第11条第3号のうち国体開催に関する事項

を

体育スポーツ振興係	規則第11条第1号及び第3号の事項
-----------	-------------------

に改め、同表のこども支援課の項を削る。

## 教育総務課

## 長野県教育委員会訓令第5号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県教育委員会

## 「第2章 文書事務の処理（第10条－第39条の2）

目次中 第3章 本庁（第40条－第41条の4）を  
第4章 所（第42条－第46条の2）

## 「第2章 文書事務の処理

第1節 通則（第10条－第20条）

第2節 収受及び配布（第21条－第27条）

第3節 起案等（第28条－第38条） に、「第5章」を

第4節 施行（第39条－第48条）

第5節 県報登載（第49条）

第6節 整理及び保存（第50条－第56条）」

「第3章」に、「第47条」を「第57条」に改める。

第1条中「文書等」を「文書、図画及び電磁的記録（以下単に「文書」という。）」に改め、「（以下「文書事務」という。）」を削る。

第2条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同号の次の1号を加える。

(2) 所 現地機関及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関をいう。

第2条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 課 組織規則の規定により本庁に置かれる課（室を含む。）及び所に置かれる課をいう。

(4) 課長 課の長をいう。

第2条第8号中「あつては事務担当者」を「あつては、その事案を担当する分掌組織」に改め、同条第13号を同条第16号とし、同条第12号中「あつて」を「あつて」に、同号のア中「行った」を「行った」に改め、同号を同条第15号とし、同号の前に次の2号を加える。

(13) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって記録は認識できない方式で作られた記録をいう。

(14) 文書管理 電子計算機を利用して、文書の収受、起案、決裁、システム 保存、廃棄その他の文書に関する事務の処理を行う